

慈悲深く慈愛あまねき神の御名において

# 「変革と改革」のリスト

「わたしの請い願うところは、只力を尽くして（世の中を）  
矯正することであり、アッラーによる以外にはわたしの成功  
〔タウフィーク〕はないのである。わたしはかれに信頼し、  
かれに悔悟して返る」（クルアーン第11章88節）。

パレスチナ立法評議会選挙綱領

西暦2006年

## 序

我々はイスラームの最も重要な前衛の一翼を担っているという確信がゆえに、鬭争を行なうパレスチナ人と神聖・公正なる大義に対して我々が負う責任がゆえに、勇敢なるパレスチナ人の苦難の軽減、抵抗の強化、腐敗からの防衛のために、パレスチナの現状改革に貢献するという我々の義務がゆえに、国民統合を強化し、パレスチナ国内の戦列を強化するという希望がゆえに、我々は2006年パレスチナ立法評議会選挙への参加を決定した。

この時機にパレスチナの大義が生み出す現実の下で立法評議会選挙へ参加することは、パレスチナを解放し、パレスチナ人を故郷に帰還させ、エルサレムを首都とする独立国家を樹立する包括的な計画の枠組みの中に含まれると変革と改革のリストは信じる。この選挙参加は、パレスチナ人が占領終結のための戦略的選択肢として認めた抵抗計画とインティファダに依拠し、それを強化するものである。

パレスチナの土地と民衆への憎むべき重荷となっている不正な占領の存在、およびパレスチナ人の生活の細部にまで及ぶ占領者のあからさまな介入に鑑み、政治的多元主義と政権交代に基づいて進歩的なパレスチナ市民社会を建設すること、そしてパレスチナの政治制度や政治と改革に関わる計画をパレスチナ人の祖国に関する権利の実現へ方向付けることを、変革と改革のリストは追求する。

〔我々が示す〕この方法を有用な選択肢と考え、〔我々の〕運動を一神が望むならば一より良き明日を約束する希望と考え、このリストを一神が望むならば一より良き明日へのリーダーシップを真摯に果たすものとする忍耐強きパレスチナ民衆へのひとつの誠実さ、これこそが我々のリストが綱領において述べたいことである。

至高なる神は次のように言われた。「本当にこれはわれの正しい道である、それに従いなさい。(外の)道に従ってはならない。それはかれの道からあなたがたを離れ去らせよう。このようにかれは命じられる。恐らくあなたがたは主を畏れるであろう」(クルアーン第6章153節)。

## 第1部：総則

我々の〔変革と改革の〕リストは、イスラームの権威から生じる諸原則を採用する。それは、パレスチナ人のみならず、アラブおよびイスラーム

のウンマの領域においても〔人々が〕合意するものとして我々が認め、考える原則である。それは次のとおりである。

1. 正しきイスラームおよびその文明的所産は、我々にとっての権威であり、政治、経済、社会、法の全ての側面において我々の生活のあり方を示すものである。
2. 歴史的パレスチナとはアラブおよびイスラームの地の一部であり、それはパレスチナ人の有する権利である。それは時間の経過によって消滅するものでなく、また軍事的措置やいかがわしい法的措置によって変わることのないものである。
3. パレスチナ人は〔彼らが〕存在する全ての場所で一体であり、アラブおよびイスラームのウンマから切り離されない一部である。「本当に、あなたがたのこのウンマこそは、唯一の共同体である。そしてわれはあなたがたの主である。だからわれに仕えなさい」（クルアーン第21章92節）。
4. パレスチナ人は、依然として祖国解放の段階に生きている。パレスチナ人には、武装抵抗を含むあらゆる手段を用いて諸権利を回復し、占領を終結させる権利がある。我々は、彼らの抵抗を支援するために全ての力を用いなければならず、また占領を打ち破り、エルサレムを首都とするパレスチナ国家樹立のために全ての能力を向上させなければならない。
5. 難民となった、また追放された全パレスチナ人の土地・財産返還権、自決権、祖国に関する全ての権利、これらは奪われる余地が一切ない権利とみなされる。これは、いかなる政治的譲歩によっても減ずることのない確固たる権利である。
6. 土地、エルサレム、聖地、水、国境、エルサレムを首都とする完全なる主権を有するパレスチナ国家について、パレスチナ人の不変的・根源的な諸権利の完全なる堅持。
7. パレスチナの国民統合の強化と防衛は、祖国パレスチナに関わる活動における優先事項の一つである。
8. 囚人・拘留者問題は、パレスチナに関わる活動における最優先事項である。

## 第2部：国内政策

様々な次元でパレスチナの政治生活を形作る国内政策においては、次の優先事項の実現を我々は追求する。これらは、〔祖国の〕包括的解放と望ましい改革を追求する上で、パレスチナ人のジハードと自己犠牲にふさわしい未来を保障し、抵抗活動を強化すると我々が考えるものである。

1. 祖国パレスチナに関する諸原則を守り、それを放棄・断念することに抵抗する。
2. エルサレムにおけるパレスチナ人の存在を守り、政治的・経済的・社会的・文化的に支援し、敵によるエルサレムのユダヤ化の試みに抵抗する。パレスチナのイスラームおよびキリスト教の聖地をシオニストによる冒涇から守る。
3. 政治的自由、多元主義、政党結成の自由、投票による〔諸事の〕決定、政権の平和的交代、これらはパレスチナの政治活動を形作る枠組みであり、改革を保障し腐敗と戦うものであり、進歩的なパレスチナ市民社会を建設するものとみなされる。
4. パレスチナの国民統合の絆の深化。国内的対立を解決する際に、対話の言葉〔の力〕を信頼し、理性に基づいて決定を下す。〔パレスチナ〕内部の戦闘、あらゆる形の武力行使、武力による威嚇を国内において禁ずる。
5. (思想を表現する自由、メディア、集会、移動、労働など) 公的自由の尊重をパレスチナ人にとり現実的なものとして確立できるように努める。
6. パレスチナ社会において、パレスチナ人の流血は禁じられる。国内における対立の解決では、対話のみが唯一認められる方法である。
7. 政治的〔理由による〕逮捕の禁止と言論凍結の否定。
8. 市民団体の保護。開発とモニタリングにおいて市民団体が果たす役割の促進。
9. 国民の安全保護における治安機関の役割の是正と指導。濫用的〔権限〕行使の停止、国民の自由保障、公的・私的財産の保護、これら〔治安〕諸機関の〔権限〕行使に関して立法評議会の監督・会計による明瞭化。
10. 占領〔者〕との治安協力、またはいわゆる〔彼らとの〕「治安上の連

携 (al-tansiq al-amnī)」は、最大の罰を課されるべき祖国と宗教に対する最大の罪とみなす。

11. 抵抗の防衛、占領への抵抗における役割の活発化、〔祖国〕解放の使命達成。
12. 自らの宗教、土地、自由、尊厳に誇りを持ち、そのために価値があり貴重な努力を払う準備のある正しきパレスチナ人の形成。
13. 国際機関や国際司法裁判所を含む全ての可能な手段により、人種主義的な分離壁建設に対して、それが消え去るまで抵抗を活発化する。
14. 完全なる国民の権利の原則に基づき、あらゆる領域において少数派の諸権利を保障・尊重する。
15. (全ての種類の) 公的資金は全パレスチナ人に帰する権利である。それは、地理的・社会的に公正な形で、包括的なパレスチナ開発への出資のために用いられなければならない。また、誤用、浪費、情動〔に任せでの使用〕、汚職、横領のために用いられてはならない。
16. 囚人、負傷者、殉教者はパレスチナ人の自己犠牲の象徴である。彼らの保護、その家族の保護、囚人の釈放は、我々の祖国に関するアジェンダの筆頭にある第一目標である。
17. 囚人、殉教者の家族、負傷者による運動の支援組織の能力向上。彼らを公務に就いているものとして扱い、公務員に相当する給与を支給する。
18. パレスチナにおけるイスラームおよびキリスト教の寄進財産 (waqf) を保護する。寄進財産を侵犯や詐欺〔による侵害〕から保護し、道徳的・物質的価値にふさわしい形でその保護と発展に努める。
19. 祖国の〔目指す〕目標に貢献し、それぞれが専門とする分野を互いに尊重するよう、パレスチナ解放機構〔PLO〕およびパレスチナ自治政府〔PA〕との関係修復に努める。

### **第3部：対外関係**

1. パレスチナの戦略的縦深性を達成しうるよう、全ての分野においてアラブ世界およびイスラーム世界との関係を強化し、他の諸国に対しても門戸を開く。
2. パレスチナ人の占領に対する抵抗の支援、占領者との〔関係〕正常化の拒絶において、アラブおよびイスラームの民衆が果たす役割を活発化

する。

3. 国家分割を目論む人種的・地域的・宗派的な呼びかけを拒絶する。
4. 国際社会への効果的な参加を保障する国際共同体との均衡の取れた政治関係を樹立する。国家の統合と主権を守り、それを発展させる。国家の諸権利と大義—パレスチナの大義がその筆頭である—を守り、それに対する攻撃を撃退する。
5. 国際的に全てのレベルにおいて、またあらゆる国際会議において、占領とそれから生ずる全ての派生物の非合法性を主張する。
6. 占領を最も醜いテロであるとみなす。あらゆる手段を用いての占領への抵抗は、天啓〔宗教〕の法と国際法で認められている権利である。
7. 世界中の全ての善良なる人々と勢力に向けて、あらゆる種類の占領と植民地化の影響を取り除く公正なる世界平和確立を目的とする連合〔の形成〕を呼びかける。
8. アラブ諸国間会合および国際会合において、パレスチナの諸権利—特に占領からの解放の権利、難民の帰還権、完全な主権を有するパレスチナ国家の樹立権—を回復する。そして、諸権利の回復を支援する状況〔の醸成〕と決議〔の獲得〕を達成する。
9. 国際社会に対して、都市・村落の再建〔計画〕およびインフラ供給〔計画〕への効果的な参加を呼びかける。
10. 祖国に関する諸原則を断念させるような条件付きの援助を拒絶する。〔そのような場合、〕名誉ある代替案を見出せるよう速やかに努力する。

#### **第4章：行政改革および腐敗との戦い**

1. あらゆる形で腐敗と戦う。腐敗を、パレスチナ国内の戦線を弱体化させ、国民統合の基盤を破壊する主要な原因とみなす。一連の行政的・金銭的腐敗の調査を継続し、司法を通じて汚職者を罰する。
2. あらゆる段階（計画、準備、検討、決定、執行）で公的予算を扱う際には、その透明性、監視、質疑、会計を強化する。
3. 良質かつ全てのレベルでの便宜を供与する公的サービスの提供を人々が共有することを目的に、執行機関の効率性を向上させる形で、法規制と公的行政制度を近代化する。
4. 非中央集権化構想を実現する。政府当局へ〔適切な〕権限付与を行い、

〔政策〕決定過程に参加するよう努める。

5. 平等の原則に基づいてパレスチナ人に機会均等を保障するよう、公的雇用政策を再構築する。全ての公的機関および国家部局における任用と昇進における縁故主義、幹旋、派閥主義、党派主義と戦う。
6. 寄進財産に対する措置の健全性保障とその目的実現のために、パレスチナにおけるイスラームおよびキリスト教の寄進財産財政を監督する国家・議会委員会を設立する。
7. 政府の業務怠慢と公的資金の無駄遣いと戦う。〔公的機関の〕全労働者の責任感を強化することに努める。「汝らのうちの各々は飼い主で、その群に対して責任を負う」（高尚なるハディース）。
8. 公的サービス従事者の会計において、「これはどこからあなたのものになったのか？」政策を採用する。

## **第5部：立法政策と司法改革**

1. イスラーム法をパレスチナにおける「立法の主要な源泉（al-maṣḍar al-raʿīsi li-l-tashrīʿ）」とする。
2. 立法、行政、司法の三権分立を確認する。
3. 憲法裁判所の役割を活発化する。
4. パレスチナ人のプライバシー、価値、伝統を保護する法規定を定める。
5. 訓練・再研修のための司法研修所を設立する。
6. 能力と経験に基づきパレスチナ人裁判官による選挙を行い、高等司法評議会を再組織する。その選挙は、政治的・社会的な派閥や個人的な縁故によるものではない。
7. 全ての審級・種類の司法機関を監督するために、司法監査の活発化を目的とする法令を定める。
8. 司法長官の政治化を禁じ、経験・監督・監査・会計〔の原則〕に基づく必要法令を定める。
9. 〔裁判における〕審議の期間・回数を減少させることを保障し、全ての種類の訴訟の審議期間および延期期間の上限を定めるよう、民事・商事訴訟基本法および刑事訴訟法を改正する。
10. 〔司法の〕様々な分野と状況において、民主主義と諮問〔制度〕を強化し、効果的な協力〔制度〕を実現する。

11. 臨時法の施行、頻繁な法改正、法執行の延期、その他諸々の違反による行政権の憲法違反を制限すべく尽力する。
12. 公正を実現し、真実かつ偽りのない方法で西岸とガザ地区の民衆を代表する評議会設立を保障する新選挙法施行に向けて尽力する。
13. パレスチナ人の諸権利を減ずる法令や敵との合意を停止する。

## **第6部：公的自由と国民の権利**

1. 法の前での国民平等の原則、および権利と義務に関する国民の平等を実現する。
2. 全国民の安全を保障し、国民およびその財産を守る。国民は根拠のない拘留、拷問、報復にさらされることはない。
3. 雇用における治安機関の介入を停止する。〔治安機関の言うところの〕治安上の健全性 (al-salāma al-amniya) 〔維持名目の雇用妨害〕を廃止する。
4. 人々の心情および文明的所産と矛盾しないような形で、対話の文化を根付かせ、全ての意見を尊重する。
5. 特定の集団（囚人とその家族、殉教者遺族、女性と子供、障害者、貧困者）の権利を保障する。
6. マスメディアを保護し、ジャーナリストの情報の獲得および公表の権利を保障する。
7. 職能組合の自由とその独立を守る。職能組合をあらゆる形の支配から自由にする。全ての分野において、労働者の権利を守るために新たな職能組合設立の自由を認める。
8. 政治勢力を承認・奨励し、その役割を促進する。様々な市民団体を支援する。
9. 機会均等の原則を認め、適材適所の配置を行なう。

## **第7部：教育政策**

教育とは、祖国の将来を描き、自由、解放、独立の夢を実現できる世代を形成する基盤であり、教育は常に最新のものでなければならぬため、我々のリストは次の諸項目のために尽力する。

1. パレスチナ教育哲学が依拠する原則を適用する。その第一の原則は、



- イスラームとは人間にとっての善が含まれ、個人の権利とともに社会の権利を同時に守る包括的なシステムであるということである。
2. 義務教育法を施行する。職業と学術の両面で中等教育を拡大する。
  3. パレスチナの教育哲学とその目的、そして〔教育に対する〕現代的要求に適するよう、カリキュラムと教育手段を発展させる。
  4. 人文科学へ関心を払う。様々なレベルにおいて、言語、特にアラビア語〔教育〕に重点を置く。
  5. 教職の職業倫理を確立する。教師の権利を尊重し、その能力を向上させる。
  6. 大学・高等教育機関における学術・教育課程を不合理性、情動性、縁故主義から守る法規定を定める。
  7. 創造力のある者、優秀な才能を備えた者、特別な能力を持つ者に対する支援機関を設立し、それを発展させる。
  8. 高等教育機関の発展。パレスチナ学術研究センターの設立など、学術研究分野の支援を行なう。
  9. 学生自治会の奨励。学生自治会の活動に適した雰囲気醸成し、それを支援する。これは、学校・大学が祖国のための活動の堡塁であり続けるよう、学生自治会が望ましい役割を果たすためである。
  10. 国内全校において、運動・文化施設、研究室、コンピューター〔の設置〕を保障するよう尽力する。
  11. 在外パレスチナ人の有能な人材を呼び寄せ、国内パレスチナ人の有能な人材を訓練することによって、様々な専門教育の実施をパレスチナ各地で可能にすべく尽力する。
  12. ボーイスカウト活動と国内観光を奨励する。特に祖国に関する教育プログラムを通じて、これらを教育課程における必修とする。
  13. (大学以前の) あらゆる教育段階において私立教育機関を奨励する。これは、こうした教育機関が国家予算を削減し、教育に有益な〔教育機関間の〕競争をもたらすためである。
  14. 才能の発展につながる競争を奨励するため、特定の(私立・非営利)大学に許認可を与える。これにより学生を国内にとどまらせ、そこから新たな財源を供給する。
  15. 職業教育、技術訓練、農業教育に関心を払う。

16. 雇用に際しての才能重視と縁故主義否定のために、教育戦略を発展させる。また、教育制度修了学生の質〔を高めること〕に重点を置く。
17. 援助を必要とする大学生向けの基金を支援する。最大限の透明性と目的性を発揮できるよう、また援助が適当な学生へ至るよう、基金の仕組みを発展させる。

## **第 8 部：説教と教導**

1. 説教者と教導者の能力向上と、序列、昇進、権利、報酬のインセンティブにおける他省の同列者との平等。〔このような〕公正を実現するための規定・制度を制定する。
2. 当該機関に対する治安機関のあらゆる介入の停止。任務に従事するウラマーが自らの役割を果たせるよう、〔当局による〕罷免を停止する。
3. 知識・能力を有する者に対して、宗教と祖国に関する義務を果たす機会を与えるべく、説教と教導に関する法令を再検討する。
4. モスクおよびその建造物を保護し、社会におけるモスクの教宣・教育上の役割を活性化する。
5. 快適かつ容易に諸儀礼を行なえるようメッカ巡礼の義務に便宜を図ることを目的に、ハッジ〔大巡礼〕とウムラ〔小巡礼〕に関する諸規定を実施することに関心を払う。

## **第 9 部：社会政策**

1. 我々の社会的価値と道徳的規範を守る堅固な基盤を形成するために、パレスチナ人家族の健全なる基礎〔となる諸要素〕を支え、それを堅持する。
2. 家族と社会の政治的・経済的安定を保障し、抵抗活動を強化するために、社会的団結を実現し、現存の社会防衛ネットワークを促進・拡大する。
3. 差別・縁故主義・派閥主義を排して、全ての者へ社会サービス（教育・保健衛生・社会保障）および他の公的サービスを提供する。
4. 年金受給者間での平等と公正を実現するために年金制度を統一する。
5. 民法およびシャリーア裁判所に関して：
  - ・シャリーアおよび信頼できる法学派の見解から導き出された法を制

定する必要、そしてパレスチナのムスリム社会の発展にふさわしいものを選択する必要がある。

- ・標準化された形で（エルサレム、西岸、ガザの）裁判所において適用されるよう、寄進財産法・相続法・非ムスリム宗派に関する法を含む形で、様々な審級におけるパレスチナのシャリーア裁判所に関する法規定を制定する。
  - ・パレスチナ憲法裁判所においてシャリーア裁判所が合理的な比率で役割を果たすように努める。
6. パレスチナ人の社会的ネットワークと公的倫理を守る。社会的な諸原則が侵されることのないよう保障し、それを侵す全ての措置と法規定を防ぐ。
  7. 女性、子供、孤児、貧困者、特別な〔支援の〕必要性がある者など様々な社会集団を守る社会組織を支援する。
  8. 囚人や釈放者の面倒を見、彼らの社会復帰と祖国開発への参加を支援する教育・訓練・再研修のためのセンターや機関を発展させる。
  9. 教育・保健に関する包括的な保護を、殉教者や拘留者の家族、そして社会でそれを必要とする全ての者に対して提供する。
  10. ザカート委員会の活性化、組織化、発展。
  11. 公正の確立と富の分配により、貧困と戦う。また、慈善組織を奨励し、諸規制を取り除く。
  12. 貧困の根絶とパレスチナ社会に根付いた社会的調和の保持に寄与する社会保障制度の発展。
  13. 文化、啓蒙、教育、法規定の活性化を通じて、麻薬、アルコール、その他あらゆる種類の墮落と戦う。
  14. 障害者および特別の支援を要する者のケアを行なう組織を支援する。また、彼らの社会への統合を目指す計画を発展させる。
  15. 労働者のマンパワー開発、雇用保障の実現、労働者の精神的安定〔の確保〕を通じて、人的要素〔の強化〕を重視する明確な政策を採用する。
  16. 仲裁委員会の活性化と支援を行なう。これは、社会構成員間の問題を解決し、争議当事者間における友好的雰囲気回復し、相互が誠実に対するように促す役割を当該委員会が担うためである。

## **第10部：文化・情報政策**

文化と情報は、市民の心性と思想の形成、そして国家が持つ特性の確立において重要な役割を担うと考えられるため、我々のリストは次の諸点のために尽力する。

1. 思想・表現の自由と公正性の原則に基づく情報政策の確立。
2. 市民、特に青年が墮落、西洋化、思想的侵略に耐えられるよう強化すること。また、〔そのような〕文化の採用に抵抗する。
3. 報道関係者およびマスコミの任務に対する便宜供与、および民衆の知る権利。
4. 出版社、調査センター、出版物、世論調査機関への許認可に対する治安機関の介入を停止する。
5. 文化水準の向上。権利、義務、責任、責務に対する〔パレスチナ人の間における〕公的意識の向上。
6. マスメディアの活性化、派閥主義からの解放、番組における職業専門性と透明性の強化。
7. パレスチナの伝統、近現代史、聖地に関わる公的機関と私的機関の設立を奨励する。
8. 公営マスメディアをパレスチナ社会の覚醒と堅牢性の強化、そして抵抗活動の強化へ方向付ける。祖国に関する諸原則を侵さない限りにおいて、政治家・思想家・報道関係者がそれぞれのテーマについて語る機会を与えるとともに、マスメディアをパレスチナ人の戦いとその大義の高尚さを偽りなく示すための演壇とする。

## **第11部：女性・子供・家族問題**

1. 子供を守り、その面倒を見る。生育、栄養摂取、精神的・肉体的教育、指導、学習における子供の権利を確認する。
2. パレスチナ人女性は、ジハードと抵抗運動におけるパートナーであり、建設と開発における共同業者である。
3. 女性の権利を保障し、それを強化する法的枠組みを完全なものとする。女性が〔祖国の〕社会的・経済的・政治的發展において貢献できるように尽力する。

4. イスラーム教育によって女性を強化する。法的権利に関する女性の意識を啓発する。美德、謙虚さ、義務に基づく女性の独立した人格を確認する。
5. 建設的な〔活動を行う〕女性ボランティア組織を市民社会組織の一部とみなし、その役割を活性化する。
6. 村落部〔に生活する〕女性の労働機会を保障するために、村落部において絨毯・カーペット・織物・ミアチュール産業のための指導ユニットを設立する。
7. 公務における女性の雇用を促進し、社会建設における女性の役割を強調する。
8. 次の諸点を通じて、家族の安定を支援する。
  - ・家族の安定と青年の保護を実現できるよう、労働女性に関する法規定の発展。
  - ・住居破壊にさらされた家族や逮捕・追跡によって息子を失った家族への連帯責任。
  - ・家族、特に母子の健康実現にふさわしい保健診療所と病院の活性化。
  - ・女性の品格を傷つけるような、あるいは宣伝・広告や非合法行為において女性をその肉体のみを目的に用いるような、あらゆる形の〔悪しき〕利用から女性を守る。

## **第12部：青年問題**

1. 青年の健全なる人格形成を保障し、青年が対話を行なう機会を奨励するよう、青年組織設立の促進と現存組織の発展。
2. スポーツクラブと文化クラブの支援。クラブの諸事に関する介入の制限と〔青年に〕有害な諸現象と戦う。
3. あらゆる分野で創造性のある青年への奨励に対して支援を行なう。また、各分野における青年の労働と創造の機会を活性化する。
4. 墮落と道徳的逸脱のあらゆる要因から青年を守り、それに備えて青年を強化する。
5. 青年、特に大学卒業者に対して、適切かつ良質な労働機会を提供する。
6. 有為な政治的、経済的、文化的、芸術的活動の全てにおいて、青年が参加する余地を拡大する。

7. 地方、アラブ〔諸国〕、イスラーム〔諸国〕、世界の選手権への参加を確実にするよう、様々なスポーツチームの支援を行なう。また、この目標実現に有用なグラウンドや競技場の設立に努める。

## **第13部：住居政策**

1. 公有地の一部を集合住宅・住宅都市の建設のために割り当てる。それらを限られた収入の者に、特に住居を破壊された者、貧困家庭、殉教者・拘留者の家族に供給する。
2. パレスチナ人の中で収入の限られた人々のために、住宅問題を軽減する。特にガザ地区および西岸の一部において見られる住宅過密問題を軽減する。
3. 学校、病院、大学、公共施設のような公的機関と連結した機能的な集合住宅の建設を奨励する。
4. 慈善家や慈善団体による支援の継続を促進するよう、住宅に関する慈善的便宜の分配における公正性を確保する。
5. 住宅計画や公共施設建設計画への利用の容易な融資の提供によって、建設部門の活性化に重点を置く。このことは、次の諸点において比較的速やかに寄与するであろう。
  - ・数万の新規労働者、特に非熟練労働者の就業に加え、建設に関する経験と技術を有しているもののイスラエル経済で働いていたパレスチナ人の失業問題の解決。
  - ・特に教育と保健の分野における新たな建造物の供給と現存建造物の拡張による社会サービスの発展。
6. 住宅費用が高額にならないように、また住宅設備設置費用が高利に悩まされないように、若年労働者および収入の限られている者へ住宅を供給する。住宅契約を奨励し、困難な状況においては〔適切に〕対処する。
7. パレスチナの都市や村落に関する構造的・地域的計画を承認する。

## **第14部：保健政策**

1. 健康保険制度の改革。貧困層およびそれを最も必要とする者へ最初にこれを提供し、次いで全国民に提供する。
2. 国外治療にかかる金銭的浪費を防ぐために、全分野における医療の自

- 足性を実現するタイムテーブルを策定する。
3. 村落・小都市在住の国民に医療便宜を図り、その負担を軽減するために、初期〔症状対応型〕のヘルスケア・センターと総合保健センターのサービスを拡大する。
  4. 民間部門におけるサービスの質に匹敵するよう、公的保健サービスを発展させる。
  5. 地域の必要性に応じた総合病院建設を拡大するために必要な計画を策定する。
  6. 病院においては専門性と経験の適切な均衡を実現する。全ての地域における人材と設備の公正な分配を目指す。
  7. 医師、看護師、医療分野の勤務者、遠隔地勤務者、医療分野における希少的専門性を有する者に対して、物質的インセンティブを提供する。
  8. 特殊かつ専門性の高い保健サービスの奨励。
  9. パレスチナ社会の必要性と要求に適する形で、保健部門（医師、薬剤師、看護師、医療事務）の水準を向上させる。
  10. パレスチナのためのジハード遂行による負傷者と障害者の看護に適した公的保健サービスを提供する。また、全ての者に対して区別なく公的保健サービスを提供する。
  11. 殉教者・負傷者・障害者・囚人の家族へ適切かつ無料保健サービスを提供する。
  12. 清潔さに関する公共文化の発展、道路・公園における植樹、公立・私立庭園建設の奨励により、清浄な環境の達成に努める。
  13. 環境を保護し、国際機関との協調の中でパレスチナの環境悪化を食い止める。これに加えて、パレスチナ国土において進みつつあるシオニストによる占領と入植に起因する環境汚染と戦う。国際会合において、このような〔シオニストの〕行為について明らかにする。
  14. 清浄で美しく、夏の休暇や旅行に適するように、ガザの海岸を保護する。ごみ・ガレキの投棄による汚染を停止する。処理下水を海に還元する際に生じる環境汚染を食い止める。
  15. ガザ地区北部における処理施設から生ずる深刻な環境汚染を解決するのに適した研究を追求する。ガザ地区と西岸において「ごみ集積場」増設のために新たな土地の割り当てを行ない、ごみ利用のための計画を立

案する。

## **第15部：農業政策**

1. パレスチナ人の食糧安全保障を実現するために、農業部門と畜産資源部門を発展させる。次いで、輸出のための余剰生産の実現を目指す。
2. パレスチナの土地を分類し、シトラス、穀物、果物、バラなどその利用方法を定めるよう努める。また、それを促進するための必要法規定を制定する。
3. この重要部門〔農業部門〕の促進を目的とする農業政策施行に貢献するために、国内全県を対象として農業組合の改組と活性化を行う。
4. 高利貸付制度に代わる農業貸付制度の採用に努め、現物貸付制度を奨励する。
5. 政策、生産、加工、マーケティングにおいて、農業部門に関する国際機関との協調の強化に努める。適用可能かつ有利な通商協定を特に活用し、パレスチナ産農産物のためにアラブ・国際市場の開拓に努める。
6. 農業発展の枠組みとして、農業計画に必要なインフラ供給による包括的な村落部発展方式を承認する。
7. 余剰農産物利用のために食品加工業〔促進〕計画の奨励。国産の種子、苗木、農薬、肥料の品質向上に努める。
8. 漁業資源に関心を払い、漁民の権利を保護する。
9. 農業・畜産業用薬剤の輸入、販売、使用を規制する。化学肥料使用に関する法規制を設ける。農業指導サービスを提供する。
10. 農地開拓を奨励し、その耕作と灌漑を支援する。
11. 畜産資源の発展に努め、需要と供給の隔たりを縮小する。
12. 祖国と国民の利益を実現するために、「沿岸水域 (miyāh al-sāhil)」管轄機関の役割を監督する。

## **第16部：経済・財政・金融政策**

至高なる神は次のように言われている。「また（財貨を）使う際に浪費しない者、また吝嗇でもなく、よくその中間を保つ者」（クルアーン第25章67節）。

また、次のようにも言われている。「アッラーは、利息（への恩恵）を



消滅し、施し〔サダカ〕には（恩恵を）増加して下される」（クルアーン第2章276節）。

1. 経済的・金融的独立の実現。シオニスト政体およびその経済・金融との関係解消と依存からの脱却。パレスチナ〔独自〕通貨の発行を目指す。
2. 経済と財政に関する諸法・法規制の再検討と発展。
3. 投資促進に適した法と手続きの環境を提供する。独占禁止法や関税法など有用な関連追加法を制定する。
4. 「抵抗経済（al-iqtisād al-muqāwim）」建設を目指し、〔経済的〕自立性を促進する。浪費と無駄を避け、成果を伴わないプロジェクト、さらにはナイトクラブや賭博場など社会的・道徳的基盤を腐敗させる物事に注意を払う。
5. 十分に検討した上で計画を分配し、その人的・地理的な〔適用〕領域を拡大する。これは、計画を敵による攻撃・規制・制限から守り、その可能性を軽減するためである。
6. パレスチナの経済状況を考慮することを目的に、国際的な経済協定を再検討し、それを発展させる。その中で最も重要な協定は次のものである。
  - ・パリ経済協定
  - ・アメリカとの自由貿易協定
  - ・EUとの経済パートナーシップ協定
  - ・エジプトおよびヨルダンとの経済協力協定
7. 優遇的貿易協定によるアラブ諸国とイスラーム世界との経済・貿易関係の発展。このような協定は、パレスチナ経済の発展に寄与し、イスラエル経済への依存からの脱却を支援するものである。
8. （財政、金融、雇用、貿易、工業、農業に関する）経済諸政策を策定する。これらの政策は（立法評議会の4年間において）、均衡の取れた経済発展、〔経済的〕自給自足能力の強化、周縁的階層の保護、社会的結末の堅持、物価指標の安定を追求するものである。また、貧困と戦い、失業を減少させ、物価上昇を適正な範囲に抑制し、経済成長を実現し、個人の生活水準を改善するものでもある。
9. 工業、農業、公的サービスに適した形でインフラ整備を行なう。パレスチナ市場の要求に適するようにパレスチナ人労働力の訓練・教育に重

点を定める。これによって、雇用面におけるイスラエル経済への依存問題を解決する。

10. 公的資産・財産を保護し、現在および将来の世代の公益を実現するように利用する。このためには、全ての権力機関・組織の財政・行政改革を目的とする大局的計画の実行を必要とする。浪費と誤用を避けて包括的開発の目標を実現する理想的な方法で、国際支援を活用する。そして、これらを通じて社会的公正を実現する。
11. 国民の負担を軽減するために、ガス、石油製品、電気、電話、水の価格を再検討する。
12. 真摯な科学研究、特にパレスチナ経済の自給自足能力の発展を目指す研究の忠言・勧告を適用することを通じて、パレスチナにおける生産部門へ関心を払う。
13. パレスチナ経済の発展状況と対外貿易の特徴と目的に適するよう、パレスチナの貿易・関税政策を発展させる。
14. 低所得者の負担軽減を目的に累進課税制を実現するよう、所得税法を改正する。パレスチナの〔置かれた〕発展段階に適するよう、パレスチナ経済における間接税を改正し、付加価値税を減税する。

## **第17部：労働・労働者問題**

1. 職能組合・協会活動の尊重、発展、奨励。
2. 尊厳ある生活と認められる生活水準を提供するために、多様な労働部門で最低賃金を設定するよう努める。
3. パレスチナ経済の自給自足能力の発展計画、および公的資金（自己資金あるいは国際援助）の理想的活用に基づく、失業問題を対象とする国家計画の真摯なる実行。
4. 様々な法的手段と方法によって、あらゆる部門の全労働者の間に権利義務に関する労働文化と労働意識を普及させる。
5. あらゆる部門の全労働者を包括的な健康保険制度の保護下に置く。
6. 労働、労働者、組合に関する法を発展させる。労働者の権利と組合活動における権利を保障すべく、また組合の発展段階に応じて様々な生産部門の全労働者に公正を実現すべく、組合を発展させる。
7. 労働者賃金を生活物価指標と連係させる。

## 第18部：移動と国境通過

1. 新たに〔それぞれの道路の〕目的を明確化した上で、国内における全ての道路を再生する。
2. 立ち退きによって権利が侵害される全ての市民を守りつつ、都市や村落の間に新たな幹線道路を開通する。
3. 西岸とガザ地区の間の活発かつ自由な交流を強調する。
4. パレスチナとエジプト、ヨルダンの間で自由に国境を通過できる地点を設ける。これに関しては、どのようなものであれ外国による介入を拒否する。
5. パレスチナ経済の発展を実現するよう、また一ひとつの国民である一国内外パレスチナ人との交流に寄与するよう、港湾と空港の開設に努める。

## むすび

〔2000年9月、リクード党首シャロン（当時）がイスラームの聖地であるハラム・シャリーフを訪れたことに端を発する〕アル＝アクサー・インティファダによって、新たな現実が生み出され、オスロ〔合意以降〕の計画は過去の歴史となった。シオニスト占領者を含む様々な当事者は「オスロ〔合意〕の埋葬」について語っている。現在、我々の民衆は最もまとも、意識の高い人々であり、最も操縦されがたい人々である。ハマースは、選挙に向かって進んでいる。神の助けによって、抵抗の道を強化しパレスチナ人の理性、心、感情に根付く高尚さとの協力によって、これ〔選挙参加〕は可能となった。

投票者諸君、これが我々の綱領である。我々はこれをあなた方の手に渡す。我々はあなた方と大志を共有する。我々は自分たちの手をあなた方の手に重ねる。我々は奇跡を起こすと主張しないし、魔法の杖を持っているとも主張しない。

しかしながら、最大目標である正しく導かれた自由なひとつの国へ向かって、我々は祖国に関する自らの計画の実現を目指しており、そしてそれに近づきつつある。

投票者諸君、責任は〔全パレスチナ人〕共有のものである。神は高潔な

る行いを称揚される。神に讃えあれ、神はそれを育まれる。

我々の計画は誠実かつ能力のある代表者に依拠している。彼らは、神に対して忠実であること、神・民衆・大義に仕えることを標語として掲げている。それゆえ、彼らが標語を実行し、約束を果たすと完全に信頼しなさい。

投票者諸君よ。

投票箱の前で、志向なる神の前での責任を思い出しなさい。あなたは、立法評議会の代表者選択における告白を委ねられている。この代表者が宗教、祖国、未来の問題について語り、決断を下す時、彼はあなた自身の声を語っているのである。それゆえ、寛大なる神と偉大なる使徒を満足させるために、最良の選択をしなさい。「あなたのために雇って一番善いのは、強健で誠実（な人物）です」（クルアーン第28章6節）。

そう、至高なる神の許しがあるならば、あなたの民衆を幸福にするために最良の選択をしなさい。

## 「イスラームこそが解決」

これは、変革と改革のための我々の道である。

我々の綱領は、占領によって破壊された社会の建設を強化し、占領への抵抗を守るために我々が取る方法である。

我々の綱領は、包括的な祖国解放に向けて、国民的・イスラーム的統合を強化するために我々が進む道である。

我々の綱領は、全国民と祖国の綱領である。

「(かれらに) 言ってやるがいい。『(善い事) を行え。アッラーはあなたがたの行いを御存知であられる。かれの使徒と信者たちもまた (見ている)。やがてあなたがたは、幽玄界と現象界を知っておられる方に帰される。その時かれは、あなたがたにその行ったことを告げ知らせる』」(クルアーン第9章105節)。

投票者諸君よ。

あなたの声は信頼できるものである。真実以外を告白してはいけない。

パレスチナ立法評議会選挙綱領  
西暦2006年